

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年2月18日
【届出者の氏名又は名称】	MBFアクセラレーション株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号パシフィックセンチュリープレイス丸の内
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビル 狛グローカル法律事務所
【電話番号】	03-6550-8833
【事務連絡者氏名】	弁護士 山中 真人
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、MBFアクセラレーション株式会社をいい、「公開買付者株主」とは、公開買付者の発行済株式(普通株式10株)の全てを所有しており、公開買付者の特別関係者である牧寛之をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ベースフード株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものです。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

ベースフード株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(a) 公開買付者は、公開買付者株主である牧寛之(個人)が発行済株式(普通株式10株)の全てを所有する株式会社(取締役会非設置、監査役非設置)であり、本公開買付けのために2025年1月31日に設立されました。公開買付者株主は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)グロース市場(以下「東証グロース市場」といいます。)に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)に関し、本書提出日現在、筆頭株主として、企業買収等の際に生ずる買収価格や価値の上乗せが得られるいわゆる支配権プレミアム(注1)を享受することを目的として33.19%の保有割合(注2)(所有割合(注3)は34.05%)を有しております。本書提出日現在、公開買付者は、対象者株式を所有しておらず、保有もしていません。

公開買付者は、特別関係者である公開買付者株主の所有部分と合わせて、対象者株式を買い増しするために本公開買付けを実施いたします。

公開買付者の代表取締役藍健樹は、2025年1月31日付けで、本公開買付けの実施を決定しました。

公開買付者及び公開買付者株主は、対象者株式の上場廃止を企図していません。

なお、本書提出日現在において、公開買付者及び公開買付者株主は、具体的に支配権プレミアムが享受できる対象者に対する企業買収について特段の想定を有していませんが、将来的には、対象者に対する買収等が行われる可能性はあると考えております。買い増しの目的は「支配権プレミアム」の享受であり、経営参加は目的としていません。

公開買付者株主は、対象者の普通株式18,030,000株を立花証券株式会社における制度信用取引により取得し、所有しております(注4)。公開買付者株主が制度信用取引により対象者株式を取得した日付は2024年10月16日から同年11月15日までであり、下記のとおりです。

年月日	取得数	年月日	取得数
2024年10月16日	4,506,800	2024年10月18日	1,167,300
2024年10月21日	921,900	2024年10月22日	966,500
2024年10月23日	1,000,000	2024年10月24日	1,723,200
2024年10月25日	1,782,300	2024年10月28日	1,068,400
2024年10月29日	534,400	2024年10月30日	1,989,300
2024年10月31日	207,800	2024年11月1日	409,300
2024年11月5日	362,400	2024年11月6日	279,200
2024年11月7日	566,400	2024年11月7日	200,200
2024年11月11日	117,000	2024年11月12日	65,200
2024年11月13日	113,400	2024年11月14日	41,400
2024年11月15日	7,600		

(注1) 「支配権プレミアム」とは、経営を支配し又は経営に影響を与える可能性がある一定のまとまった割合の株式を取引する際に現れる、まとまった割合ではない市場取引における通常の価格に上乗せされる部分又は当該上乗せを前提とする評価額若しくは価格をいいます。

(注2) 「保有割合」とは、対象者の発行済株式総数に対する公開買付者及び／又は公開買付者株主の保有株式数の比率をいいます。対象者が2025年1月14日に公表した2025年2月期 第3四半期決算短信[日本基準](非連結)(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2024年11月30日現在の期末発行済株式総数54,320,100株に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、別段の記載がある場合を除き、比率の計算において同じです。)をいいます。

(注3) 「所有割合」とは、対象者の株主の議決権総数に対する公開買付者及び／又は公開買付者株主の所有議決権数の比率をいいます。対象者決算短信に記載された2024年11月30日現在の期末発行済株式数54,320,100株から期末自己株式数1,358,000株を除き、さらに、対象者の2024年10月15日提出の2025年2月期半期報告書(以下「2025年2月期半期報告書」といいます。)に記載の単元未満株式18,100株を除いた株数52,944,000株に係る議決権数(529,440個)に対する割合をいいます。なお、所有割合の計算において、対象者の新株予約権の権利行使により発行される株式数については発行済株式総数に含めておりません。

(注4) 法第27条の2第1項第1号に規定する所有に準ずるものとして政令で定める場合として、令第7条第1号は「売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合」を定めており、信用取引は、当該「株券等の引渡請求権を有する場合」に該当することから、対象者の株主名簿(実質株主名簿)上は、立花証券株式会社(但し、貸株部分については日本証券金融株式会社)が株主として登録されておりますが、本書届出日において、公開買付者株主の対象者株式に係る所有株式数は普通株式18,030,000株であり、株券等所有割合が3分の1を超えることとなっております。

(b) 本公開買付けは、2024年12月上旬から計画され、2024年12月10日には、公開買付者株主の代理人である狛グローカル法律事務所の山中真人弁護士(同弁護士は、公開買付者の設立時に、公開買付者の代理人にも就任しております。)(以下「公開買付者代理人」といいます。))と対象者との間で本公開買付けに関する協議の場が持たれました。その段階においては、公開買付者株主個人が買付者となることが想定されておりました。しかしながら、本公開買付けはいわゆる支配権プレミアムを享受することを目的としているところ、公開買付者株主個人を買付者とした場合には買付者及び特別関係者となる対象者の役員の株券等所有割合の合計が、総議決権の3分の2以上となることが見込まれることが判明し、全部勧誘義務、全部買付義務が生じることとなり、公開買付者株主個人の本公開買付けの目的と異なる状況になることから、公開買付者株主個人が全株式を所有する株式会社を設立して買付者とし、特別関係者を公開買付者株主個人のみとし全部勧誘義務、全部買付義務を回避することといたしました(以下「本スキーム変更」といいます。))。

(c) 本公開買付けに関連して、下記に述べる者を除き、応募予定株主は存在しておりません。

公開買付者株主は、本公開買付けにおいて、応募数が少なく、上限まで取得できない可能性を危惧し、2024年12月6日付けでTHE UBIQUITOUS MASTER SERIES TRUST MELCO GROUP MASTER FUND(ケイマン法に基づくユニット・トラストであり、インベストメント・マネージャーはSTM Heritage Pte. Ltd.です。)(以下「STM」といいます。))に対して、本公開買付けの実施に関する事実を伝達し、秘密を保持することを合意の上、公開買付者株主に対象者株式の売付け等(法第167条第1項柱書に定める「売付け等」を意味します。))をする目的をもって対象者株式の買付け等(法第167条第1項柱書に定める「買付け等」を意味します。))を行うことを要請し、STMは、2025年1月14日付けで当該要請に応じる旨を回答しました。本書提出日現在、STMによる対象者株式の所有株式数は537,700株(保有割合0.99%)となっております。

STMに関する情報は次のとおりです。

(i) 名称 THE UBIQUITOUS MASTER SERIES TRUST MELCO GROUP MASTER FUND

(ii) 所在地 One Nexus Way Camana Bay Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands

(iii) 設立根拠等 ケイマン法に基づくユニット・トラスト

(iv) 組成目的 投資運用

(v) 組成日 2004年10月22日

(vi) 出資者・出資比率・出資者の概要 開示の同意が得られていないため、記載しておりません。

(vii) 対象者との関係 取引関係、資本関係、人事関係はありません。

(viii) 業務執行組合員又はこれに類する者の概要

名称 STM Heritage Pte. Ltd.

所在地 18 Robinson Road, 18 Robinson #15-01, Singapore 048547

代表者の役職・氏名 ディレクター 高木秀和

事業内容 投資運用業

資本金 1,000,000シンガポールドル

S T Mにより要請が受諾され2025年1月14日付けで成立した合意(以下「本件合意」といいます。)の内容は次のとおりです。

- (i)買付け割合：発行済株式総数の1%未満
- (ii)日々の買付け割合：関与率10%以下
- (iii)公開買付者株主に対する対象者株式の売付け日：本公開買付けの公開買付期間の最終日
- (iv)東京証券取引所の市場内取引(かつ立会外取引は含まない)での買付けに限られる。

本スキーム変更に伴い、2025年2月5日付けで、S T Mは公開買付者及び公開買付者株主との間で公開買付応募契約を締結し、公開買付期間の最終日までにS T Mが537,700株の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しております。

かかる公開買付応募契約の詳細につきましては、下記「(4) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(d) 本公開買付けにおいて、公開買付者は、公開買付者株主の所有株式を元買い増すことを目的としているため、買付予定数の下限を設定しておりません。

(e) 公開買付者及び特別関係者である公開買付者株主は、支配権プレミアムの享受のための買い増しを目的としており、本公開買付け実施後も対象者株式の上場を維持する方針であることから、対象者株式が東京証券取引所の定める上場維持に係る流通株比率を満たさなくなることは意図しておりません。

対象者の経営の自主性を尊重するため、議決権の過半数を取得するものではなく、また本公開買付け実施後の所有割合を法第27条の2第5項及び令第8条第5項第3号並びに法27条の13第4項及び令第14条の2の2に基づく全部勧誘義務及び全部買付義務が生じない株券等所有割合(3分の2未満)である41.02%(保有割合において39.99%)としております。なお、買付株数の上限は3,690,000株とし、所有割合にして6.97%(保有割合において6.79%)であり、上限まで買い付けた場合の公開買付者及び特別関係者である公開買付者株主の合計の所有株式数は21,720,000株(議決権は217,200個)となり、対象者の発行済株式総数54,320,100株に対する保有割合は39.99%で、対象者の議決権総数529,440個に対する株券等所有割合は41.02%です。

本公開買付けにおいて、本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の上限(3,690,000株、所有割合にして6.97%、保有割合において6.79%)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(f) 公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「③ 届出日以後に借入を予定している資金 ロ 金融機関以外」に記載のとおり、本公開買付けに要する資金を、公開買付者株主からの融資により賄うことを予定しております。

(g) 対象者が2025年2月17日に公表した「MBF アクセラレーション株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2025年2月17日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の判断に委ねることを決議したとのことです。

(h) なお、対象者における本公開買付けにおける買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の検討過程、対象者における本公開買付けに対する意見及び意思決定の過程については、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者及び公開買付者株主が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに対象者の意思決定の過程」の「(g) 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程並びにその内容及び理由」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者及び公開買付者株主が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者から受けた説明及び対象者が公表した情報に基づくものです。

① 公開買付者及び公開買付者株主が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに対象者の意思決定の過程

(a) 対象者について

対象者の令和6年5月30日提出の事業年度第8期(自2023年3月1日至2024年2月29日)有価証券報告書(以下「本有価証券報告書」といいます。)によれば、対象者は、2022年11月に東証グロース市場に株式を上場したとのことです。2024年10月16日に公開買付者株主が対象者株式の買付けを開始する前は、対象者と公開買付者株主との間に資本関係は一切ありませんでした。本書届出日現在、対象者と公開買付者又は公開買付者株主との間に取引関係や人事上の関係は一切ありません。

本有価証券報告書によれば、対象者は、「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」というミッションのもと、特に栄養に関する課題を解決するため、完全栄養(注)の主食を中心としたBASE FOODシリーズ(「BASE PASTA」・「BASE BREAD」・「BASE Cookies」・「BASE FOOD Deli」)の開発と販売を行っており商品製造については、外部業者に委託しているとのことです。

(注)本有価証券報告書によれば、完全栄養とは、1食(BASE PASTAは1袋、BASE BREADは2袋、BASE Cookiesは4袋、BASE FOOD Deliは1袋)で、栄養素等表示基準値に基づき、他の食事で過剰摂取が懸念される脂質・飽和脂肪酸・炭水化物・ナトリウムを除いて、すべての栄養素で1日分の基準値の1/3以上を含むものを意味するとされています。

本有価証券報告書によれば、対象者の事業の方針及び事業の内容は次のとおりとのことです。

「栄養バランスのとれた食生活を実践するには、栄養や食事の正しい知識や、それを実践する時間の余裕が必要となります。しかし、1980年には614万世帯(注1)であった共働き世帯数が2020年には1,240万世帯(注2)に増加しており、仕事や家事、育児などで忙しいために食生活に気を配る余裕がなく、調理に手間をかけない人(注3)も増加しております。“食”に掛ける時間の減少の結果、生活習慣病リスクは増大し、社会保障給付費は1980年度の24.9兆円(注4)から2020年度には132.2兆円(注5)まで増加するという社会問題につながっております。対象者が開発するBASE FOODシリーズは、低脂質、低糖質、低塩分で、たんぱく質、食物繊維、ビタミン、ミネラルなど1日に必要な33種類の栄養素が含まれ、1食で1日に必要な栄養素の1/3がバランスよくとれる完全栄養の主食を中心とした商品であり、栄養バランスの良い食事を通じて健康寿命を延ばすことで日本の社会問題を解決しようと考えております。

健康でありたいという人間の根源的な欲求を背景に、BASE FOODシリーズは2017年2月の販売開始から累計1.5億袋販売(2023年9月時点)を達成しました。新型コロナウイルス感染症の拡大により人々の健康への意識は一層高まり、栄養バランスの取れた食生活へのニーズも益々高まっていると考えております。

また、消費者の食に関する志向(現在の食の志向)としては「健康志向」「経済性志向」「簡便化志向」が3大志向(注6)とされており、対象者の商品コンセプトともマッチしていると考えております。

- (注) 1. 総務省統計局「労働力調査特別調査」
2. 総務省統計局「労働力調査(詳細集計)(年平均)」
3. 東京ガス都市生活研究所「生活定点観測レポート2020」
4. 国立社会保障・人口問題研究所「令和3年度社会保障費用統計」
5. 厚生労働省推計(予算ベース)
6. 株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査(令和4年7月調査)」

対象者は販売開始時より、自社ECにおいては卸などを介さず顧客に直接販売を行うD2C(ダイレクト・トゥ・コンシューマ)モデルでの販売を続けております。また、定期購入者向けのオンラインコミュニティ「BASE FOOD Labo」のアプリをリリースしており、顧客がコミュニティ内でアレンジレシピの共有、商品開発や改善、新商品に関する意見の投稿など、情報交換ができる場を提供しております。なお、2024年2月時点で、「BASE FOOD Labo」のユーザー数は44,000人以上となっております。これにより、顧客からのフィードバックをタイムリーに受け取る事が可能となり、かかるフィードバックや購買情報をもとに商品の開発・改善、マーケティング及びサービスの改善を行っており、商品リリース後においても味の改善・バージョンアップを繰り返すことで「かんたん・おいしい・からだにいい」を追求しております。

(i) 取扱い商品

対象者の商品ラインナップは次のとおりであります。

(2024年2月29日時点)

商品名	発売開始年月日	商品の特色等
BASE PASTA	2017年2月	小麦の全粒粉やチアシードなどをベースに、1～2分でゆで上がる風味豊かな生パスタ。 フェットチーネ、アジアンの2種類を展開
BASE BREAD	2019年3月	全粒粉や大豆、チアシードなど主に自然由来の厳選した10種類以上の原材料を使用した約1ヶ月の賞味期限のあるロングライフパン。 プレーン、チョコレート、カレー、シナモン、メープル、ミニ食パン・プレーン、ミニ食パン・レーズン、リッチの8種類を展開
BASE Cookies	2021年6月	安全で栄養バランスの良いお菓子。ココア、アールグレイ、抹茶、ココナッツ、さつまいもの5種のフレーバーを展開
BASE FOOD Deli	2023年2月	調理済みですぐに食べることのできる「料理」。2023年2月にボロネーゼの販売開始。

(ii) 事業モデル

対象者は顧客に対し、主に自社ECでの直接販売、他社ECを経由してのセット販売、卸販売の3つのチャネルで対象者の商品を販売しております。それぞれの販売チャネルの特性を活かしながら、対象者及び対象者の商品に対する認知及び顧客の商品体験の拡大・定着を図っております。

(ア) 自社EC

対象者ホームページを経由した自社ECにおいて商品の販売を行っております。インターネットを通じて直接購入者へ商品を販売します。自社ECにおける注文の約99%(2024年2月期)は、4週間に1回の頻度で顧客が定期的に購入し配送されるサブスクリプションモデル(定期購入)となっております。サブスクリプションモデルを採用することで、精度の高い需要予測が可能になり、生産や売上の安定性を確保することが可能となります。また、顧客には、定期的にBASE FOODが自宅に届くことで、栄養バランスの良い食事を継続的にとることができる、何を食べるか悩む時間を削減できる、買い物の手間が省ける、といった付加価値を提供しております。

当チャネルにおける主な収益構造は、サブスクリプション会員による定期購入であります。サブスクリプション会員数の拡大、顧客継続率増加を目的として、オンライン広告やTVCMなどのプロモーション活動や商品開発を積極的に実施しております。

なお、2024年2月時点でのサブスクリプション会員数は20.6万人、顧客継続率は93.4%(注)となっております。

(注) 顧客継続率は1－(当月解約者/前月定期購入者)で算出

(イ)他社EC

Amazon、楽天市場及びYahoo!ショッピングなどのECプラットフォームに商品を出品し、複数の商品をセットにして販売を行っております。対象者ホームページに訪れたことのない顧客もこれらのプラットフォームに訪問した際に、対象者の商品を発見し購入することが出来るため、対象者の商品の認知及び商品体験の拡大に繋がります。2022年5月から香港、2023年5月からは中国で、「BASE BREAD」の販売を開始しています。特に香港では、香港最大級のECショッピングモール「HKTV Mall」に加え、2023年10月には公式ECサイトをオープンし、「BASE BREAD」及び「BASE Cookies」の公式サイトからの直購入及び継続コース利用による定期販売をスタートし、2024年1月時点での累計販売数は30万袋を突破しています。2024年1月からは新たにシンガポールと台湾での販売を開始することで、越境ECは累計4地域での展開になります。世界中の人々の「健康をあたりまえに。」の実現に向け、今後も海外展開を広げてまいります。

(ウ)卸販売

卸業者を経由してコンビニエンスストアやドラッグストア、スポーツジムで「BASE BREAD」及び「BASE Cookies」を販売しております。顧客は全国の実店舗で買いたい時に1袋から手軽に購入することができるようになっております。実店舗での販売を行うことで、オンラインでリーチできなかった顧客に対して、オフラインでの対象者の商品の認知及び商品体験の拡大を行っております。また、自社ECへの送客にも寄与しております。なお、2024年2月時点での展開実店舗数は、51,091店舗となっております。」

(b) 公開買付者について

公開買付者は、公開買付者株主が発行済株式の100%を所有する株式会社であり、本公開買付けのために2025年1月31日に設立されました。

公開買付者株主は、2003年に京都大学経済学部経済学研究科を卒業し、その後、実父が創業した株式会社メルコホールディングス(以下「メルコホールディングス」といいます。)(注)傘下の会社に入社しました。

2006年1月のライブドアショックに端を発したメルコホールディングスの金融事業撤退を受け、公開買付者株主は、シンガポールのグループ会社の株式全てをMBOにより取得しました。その後、同社をMAM PTE LTD.と改称し、代表者として外部資金の運用受託を行う投資運用業に進出しました。

公開買付者株主は、2013年に実父が闘病生活に入っていたこともあり、MAM PTE LTD.の廃業と投資運用業の経営から退くことを決断し、日本に帰国し、メルコホールディングスの常勤取締役となり、2014年6月にはメルコホールディングス代表取締役社長に就任し、IT関連事業を主として経営に従事しております。

メルコホールディングスの代表取締役社長就任後は、食品事業シマダヤの100%子会社化、IT関連事業の法人ビジネス推進等により2022年3月期に連結でグループ史上最高業績を達成しました(連結の経常利益130億円)。

このように公開買付者株主は、金融業界での実務経験を基礎に、上場企業会社の最高責任者として経営全般とIT・ファイナンスに深い理解と経験があると考えております。

公開買付者株主個人としての有価証券の投資実績については、余裕資金による純投資は行ってはいませんが、発行済株式総数の5%を超える規模の株式を買付ける純投資(但し、2024年11月15日以降は、支配権プレミアムの享受が所有目的となっております。)(注)は2024年10月16日に開始した対象者株式への投資が初めてとなります。

(注) メルコホールディングスは持株会社であり、同社のグループは、2024年10月1日現在、同社、子会社15社及び関連会社1社により構成されており、デジタル家電及びパソコンの周辺機器の開発・製造・販売、ネットワークインフラの構築・施工・保守、データ復旧サービス、ネットワーク・ストレージソフトウェアの開発・販売、ダイレクトマーケティング事業を行うIT関連事業を主な事業内容としております。なお、2024年10月1日付けでシマダヤ株式会社の株式の現物配当(株式分配型スピンオフ)を実施したことに伴い、2024年10月1日以降、シマダヤ株式会社は同社連結子会社から除外されました。

公開買付者株主は、2024年10月15日に公表された対象者の「2025年2月期 第2四半期(中間期)決算短信[日本基準](非連結)」及び「2025年度2月期 第2四半期決算説明資料」に基づき、新規事業の創設に関して、喻えるならば、「対象者は食品業界のテスラ・インク(Tesla, Inc.)(以下「TESLA」といいます。)に匹敵する時価総額を有する企業になる可能性がある。」と考えるに至りました。TESLA(日本の拠点は、Tesla Japan(テスラジャパン))は100兆円を超える時価総額があります(注)。

(注) TESLAの時価総額は、2024年9月30日のUNITED STATES SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION FORM 10-Qに掲載の発行済普通株式数である3,210百万株に、2024年10月15日の終値219.57米ドル及び米ドルと日本円の為替レート149.20円を乗じて算出した約105兆円となります。

上記のように考えた理由としては、公開買付者株主自身が対象者の製品を愛好していること及び下記(c)で述べる理由によります。

対象者は2022年の株式上場以降、株価が公募価格の800円を超えられずに低迷してきました。下記(c)で述べる理由から、公開買付者及び公開買付者株主は、現在も潜在的な成長性と比べると対象者株式の株価は、著しく割安と考えています。本来の価値が正しく評価されずに割安となっていると考えて、公開買付者株主は、個人の財産運用として対象者株式の購入を開始することとしました。

公開買付者は、割安であると公開買付者が考えている対象者株式の取得を通じて、公開買付者株主の所有分と合わせて、支配権プレミアムを享受することを目的としておりますが、重要提案行為等を行う意図はありません。

公開買付者の代表取締役は、公開買付者株主の意向を受けて、2025年1月31日付けで本公開買付けの実施を決定しました。

上記のような経緯及び理由により、公開買付者及び公開買付者株主は、本公開買付けを実施することを決定しております。

(c) 対象者の潜在的な成長性についての公開買付者株主及び公開買付者の考え

公開買付者及び公開買付者株主は、上記のような経緯及び下記の理由により本公開買付けを実施することを決定いたしました。下記は、あくまで公開買付者株主及び公開買付者の代表取締役の見解を記したものです。

(i) 強固な定期購入会員の存在

対象者の2025年度2月期 第3四半期決算説明資料によれば、対象者の製品の定期購入会員は、22万人を超えているとのことです。直近の客単価は5,600円まで上昇しており、月間解約率は5.6%とのことです。公開買付者株主及び公開買付者は、食品業界ひいては食品加工業において、直販を行う定期購入会員の獲得は高い評価に値すると考えています。

公開買付者株主及び公開買付者は、対象者が創業から8年足らずでこのように十万人単位の定期会員を獲得していることは、食品業界の歴史においても珍しいことであると考えており、また月次解約率5.6%との記載も一般的な健康食品の平均解約率とほぼ同水準であると考えています。公開買付者株主及び公開買付者は、対象者は、定期購入会員の獲得により、直接お客様の声や動向を知ることでき、商品開発を含むマーケティング活動において圧倒的な情報の優位性を獲得していると理解しております。

(ii) 海外展開こそが本命のビジネスモデル

公開買付者株主及び公開買付者は、原材料が小麦粉であっても、パスタ・パン・まぜそば・クッキーすべてを展開している会社は世界的にも珍しい存在と考えており、それを可能にしているのは商品の研究開発に特化し、製造を外注するビジネスモデルであると考えています。公開買付者株主及び公開買付者は、このビジネスモデルは国内においては、食糧管理法で原材料価格が規制されていることから、範囲の拡大＝原材料調達量の拡大をしてもコストダウンには大きなメリットがないと考えられるものの、海外展開が本格化し、現地生産が開始されれば、規模の経済が効いて、大きな利益率改善が見込まれると考えています。公開買付者株主及び公開買付者は、対象者の2025年度2月期 第3四半期決算説明資料に照らし、対象者は、日本で研究開発とマーケティングを行い、ブラッシュアップされた商品で海外に打って出る意図であると認識しています。公開買付者株主及び公開買付者は、世界的にも舌の厳しい日本の消費者と円安を取り込める素晴らしいビジネスモデルを対象者は有していると考えています。

(iii) 完全栄養食の市場の成長

本有価証券報告書によれば、完全栄養食とは、1食(BASE PASTAは1袋、BASE BREADは2袋、BASE Cookiesは4袋、BASE FOOD Deliは1袋)で、栄養素等表示基準値に基づき、他の食事で過剰摂取が懸念される脂質・飽和脂肪酸・炭水化物・ナトリウムを除いて、すべての栄養素で1日分の基準値の1/3以上を含むものを意味するとされており、完全栄養で構成される食を完全栄養食といいます。

完全栄養食の市場は国内食品業界においても成長している市場であり、新型コロナの流行を背景とした栄養摂取意識の高まりによって2020年、2021年と市場は拡大しました。2021年末頃からの対象者によるCVSなど小売店への全国展開、2022年の日清食品による新ブランド「完全メシ」の発売により、一般消費者の認知が急速に広がっているとされており、2030年には全体で546億円まで成長するといわれております(注)。

(注) 株式会社富士経済の2023年2月24日付けリリース「変革期を迎える完全栄養食の現状と将来展望」
(<https://www.fuji-keizai.co.jp/press/detail.html?cid=23010>)

公開買付者株主及び公開買付者は、インバウンド需要により、日本の「食」が世界的にも極めて水準が高いことは国内だけでなく、海外においても周知の事実になったと考えており、また、独自の食文化や流通構造が作り出した強い事業インフラが日本国内には存在すると考えています。

以上のことから、公開買付者株主は対象者の潜在的な成長性と創業者である橋本舜代表取締役社長の経営能力を高く評価し、投資を行うに至りました。

(d) 公開買付者株主による対象者株式への投資の開始

公開買付者株主は、2024年10月16日に対象者株式への投資を開始いたしました。

公開買付者株主は、信用取引による市場取引(取引所取引)により、本書提出日現在で33.19%の保有割合(所有割合: 34.05%)まで対象者株式を買い付けましたが、それ以上の買付けについては、流動性が低いことなどから、買付けが進みにくい状況となりました。

また、公開買付者及び公開買付者株主は、既存株主及び市場関係者に対して、支配権プレミアムを享受することを目的としており重要提案行為等を行わないことを周知し、それにより、対象者の株主に対し対象者株式の売却に係る強圧性を生じさせないことを意図しております。これらに照らして、公開買付者及び公開買付者株主は、買い増しの手段として、本公開買付けを選択し、公開買付届出書を通じて、本公開買付けの目的について、既存株主及び市場関係者に対して周知するとともに、対象者の役員、既存株主を含む全ての利害関係者に対して、公開買付者は、上記「(b) 公開買付者について」及び「(c) 対象者の潜在的な成長性についての公開買付者株主及び公開買付者の考え」に記載の通り、対象者の潜在的な成長性と創業者である橋本舜代表取締役社長の経営能力を高く評価しており、例えば代表取締役の交代を求めることや、非公開化を求めることを含む、対象者の企業価値を毀損する一切の行為を行わないことを明示することとしました。公開買付者株主が対象者株式につき2024年11月15日に関東財務局長に提出した大量保有報告書の変更報告書No.12で既に公表していることを、改めて公表するものです。

また、公開買付者株主及び公開買付者は、本公開買付けにより、全ての既存株主に対して、平等かつ公正に売却の機会を付与するとともに、買付割合を、上場維持基準の1つである流動性基準(25%)に抵触しない限度にとどめることで、強圧性を排除し、対象者の株主として残りたい株主にはそのまま株主として残っていただける環境を整えることができると判断しました。

(e) 公開買付者株主・公開買付者と対象者との協議

2024年12月10日、公開買付者代理人は、対象者のコーポレート部門の統括責任者であるC00(最高執行責任者)とコーポレート部門の責任者(VP of Corporate)の2名と対面での面談を行いました。公開買付者代理人から対象者に対し、公開買付者株主の概要、対象者株式を所有する意図(所有目的や所有方針等)、議決権行使の方針(特に、取締役の選任議案について反対の意思を表明しないこと)、重要提案行為等を行う予定がないこと、及び、企業価値を毀損する行為を行う意図が無いこと等について説明を行いました。

当該面談において、公開買付者代理人は、対象者に対して、本公開買付けの意向がある旨及び本公開買付けの基本方針として、対象者株式の上場維持は必須のものとした上で、取得株数については保有割合で40.00%に相当する株数を上限とする旨を説明いたしました。また、公開買付者代理人は、公開買付者株主が買い増しの手段として本公開買付けを選択したのは、企業価値の毀損の意図がないこと及び買い増しの意図を公開買付届出書で説明することで、強圧性を排除でき(全部買付けではなく、また重要提案行為等も行わないことから、対象者の株主として残りたい人には残っていただける)、また公開買付届出書にて開示を行い、当該開示を読んで納得した株主のみ応募して頂くことができる手段であると考えていることが理由であることを説明しました。また、公開買付者代理人は、対象者に対して、本公開買付価格の算定は客観的に根拠に基づいて行いたいことを説明の上、資料提供についての協力を求め、対象者もできる限りの協力をする旨を述べました。

2024年12月13日に、公開買付者代理人と対象者のコーポレート部門の責任者(VP of Corporate)が電話で協議を行いました。その際に、対象者は、公開買付者代理人に対して、2024年8月31日(2025年2月期半期報告書の発行済株式総数などの基準日)の後、対象者の発行済株式総数が増加している旨及び2025年2月期半期報告書提出後、大株主の中で株を売却した者がおり、株主の状況に異動があったことを説明しました。

その後、対象者が本公開買付けに対する意見を述べるための情報を得るため、公開買付者株主本人と対象者の代表取締役(橋本舜)の面談の場を設けた方が良いとの方向性となり、2024年12月28日に、公開買付者株主本人、公開買付者代理人、対象者の代表取締役(橋本舜)、コーポレート部門の統括責任者であるC00(最高執行責任者)及びコーポレート部門の責任者(VP of Corporate)による対面とWEBを併用した面談(面談の直前に公開買付者株主本人がインフルエンザに罹患したため、同人はWEB参加に切り替わりました)の場が持たれました。当該面談では、公開買付者株主が対象者に対して有する期待、公開買付者株主が対象者をどう見ているのか協議されました。

さらに、2024年12月28日の協議において、公開買付者株主は、自身が対象者の筆頭株主となるものの、重要提案行為等は一切行わずに、経営については現経営陣に完全に委ねることとしたい旨を対象者に伝えました。また、同日において、公開買付者株主は、対象者の企業価値を毀損する行為を行わない一方、企業価値の向上については、対象者の現経営陣に完全に委ねることとしたい旨を対象者に伝えけるとともに、議決権行使につき、株主総会において、買収防衛策の導入以外の議案に反対しない旨を対象者に説明しました。

その結果、対象者は、公開買付者株主が筆頭株主として対象者株式を買い増すことの賛否について真摯に検討することを述べました。

また、公開買付者株主は、公開買付価格の案として677円という数値を提示しました。この677円の算定の根拠について、公開買付者株主は、次のように説明しました。すなわち、東証グロース指数(東証グロース市場に上場する普通株式の全銘柄を構成銘柄として、時価総額加重方式により算出される株価指数を意味します。以下も同じとします。)は対象者が所属する東証グロース市場の全銘柄加重平均指数のため、東証グロース市場に上場している全銘柄の加重平均の数値となります。

この数値は、東証グロース市場に所属する上場企業が当該企業の株主に対して提供したリターンの平均値と評価できるものであり、上場時の公募価格で設定された超長期の成長前提が変わっておらず、対象者の業績が市場の平均レベルであるとの想定の下、対象者株式についても同じ評価が妥当すると公開買付者は考えております。

対象者株式の上場時の公募価格は800円となっており、上場日前日(2022年11月14日)の東証グロース指数は983.64でした。

2024年12月27日(公開買付者株主が初めて対象者と協議した日の前日)の東証グロース指数は831.88でした。2022年11月14日から2024年12月27日までの期間のリターン(配当込みリターン)は△15.43%でした。これらの数

値を用いて、対象者株式に妥当する株価を算定すると、 $800 \times (1 - 15.43\%) = 677$ 円(小数点以下四捨五入)となります。この677円という数値を公開買付価格の案として、公開買付者株主及び公開買付者代理人は、2024年12月28日に対象者に伝えておりますが、対象者からは、当該数値について特段意見は示されず、本公開買付け全体について真摯に検討するとの回答でした。

2025年1月11日に、対象者の代表取締役(橋本舜)と公開買付者株主本人(兩名とも、対象者の大株主であり、所有割合にして前者は33.42%で第2位株主、後者は34.05%で筆頭株主です。(保有割合では、前者は32.57%、後者は33.19%です。))がWEBで面談を行い、本公開買付け自体及び本公開買付けの実施後における公開買付者及び公開買付者株主による株式の保有及び対象者の経営について協議しました。具体的には、以下に記載の各項目についての議論がされましたが、確約には至りませんでした。

- (i) 公開買付者株主は、本公開買付けの実施後の対象者株式の保有割合を40%未満にとどめる。
- (ii) 公開買付者株主は、本公開買付けの実施後、信用取引の現引き又は信用取引のクロス取引に係るものを除き、対象者株式の追加買付けを行わない。
- (iii) 上記(i)及び(ii)を前提に、対象者の取締役会は本公開買付けに賛同し、応募推奨については株主である役職員が個人としての判断で応募することを妨げないものとする。
- (iv) 公開買付者株主と対象者は、本公開買付け後、守秘義務契約の締結又はそれに準ずる合意を行った上で、中長期的な企業価値向上を目的とした建設的な対話(いわゆるエンゲージメント)を開始するものとする。

上記の内容を書面にて合意するための試みが2025年1月14日から同月28日まで行われましたが、合意に至りませんでした。

また、公開買付者株主は、公開買付者株主が対象者株式を20%以上所有していることに照らし、本公開買付けは「支配権プレミアム」を享受することを目的としているところ、公開買付者株主個人を買付者とした場合には買付者と特別関係者となる対象者の役員の株券等所有割合の合計が、総議決権の3分の2以上となることが見込まれることが判明し、全部勧誘義務、全部買付義務が生じることとなり、公開買付者株主個人の本公開買付けの目的と異なる状況になることから、公開買付者株主は、公開買付者株主個人が全株式を所有する株式会社を設立して買付者とし、特別関係者を公開買付者株主個人のみとし全部勧誘義務、全部買付義務を回避することといたしました。2025年1月28日に、公開買付者株主は、本スキーム変更を決定し、公開買付者代理人を通じて、その旨を対象者に伝えました。これに対して、対象者は、本スキーム変更に興味が無い旨、及び、本公開買付について引き続き真摯に検討していく旨を述べました。

(f) 対象者に対する書面による告知とその回答

2025年2月7日に、公開買付者及び公開買付者株主は、次の内容を「公開買付の実施についての事前のお知らせ」と題する書面(以下「2025年2月7日付け書面」といいます。)で、下記の内容を対象者に告知しました。

記

(i) 本公開買付けの対象	対象者株式
(ii) 本公開買付けの期間	令和7年2月18日～同年4月15日(39営業日)
(iii) 本公開買付け価格	普通株式1株につき、金688円(注)
(iv) 買付予定の株券等の数	買付予定数 3,690,000株 買付予定数の下限 設定しない 買付予定数の上限 3,690,000株

(注) 対象者株式の上場時の公募価格は800円となっておりました。上場日前日(2022年11月14日)の東証グロース指数は983.64でした。

東証グロース指数は対象者が所属する東証グロース市場の全銘柄加重平均指数のため、上場日から2025年1月31日までの期間のリターンは、東証グロース市場に上場している全銘柄の加重平均の数値となります。2025年1月31日の東証グロース指数(配当込みリターン)は845.41となり、当該期間のリターン(配当込みリターン)は△14.05%でした。

この数値は、東証グロース市場に所属する上場企業が株主に対して提供したリターンの平均値と評価できるものと公開買付者は考えております。

対象者株式の上場日以降の期間のリターンが、東証グロース指数と同じであったとの想定における対象者の株価は、2025年1月31日を基準とした場合、 $800 \times (1 - 14.05\%) = 688$ 円(小数点以下四捨五入)となります。

かように、公募価格で設定された超長期の成長前提が変わっておらず、対象者の業績が市場の平均レベルであるとの想定における対象者株式の株価は688円と算定されますので、この価格を本公開買付けにおける買付価格といたします。

上記のように、2025年1月31日までの期間の東証グロース指数によるリターンを算定の基礎として公開買付価格を688円と算定することにつき、対象者から特段意見は述べられませんでした。

(g) 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程並びにその内容及び理由

2025年2月12日に、対象者から公開買付者に対して、『「公開買付の実施についての事前のお知らせ」の受領のご連絡』との題名の書面にて、2025年2月7日付け書面に対する回答がありました。『「公開買付の実施についての事前のお知らせ」の受領のご連絡』との題名の書面では、2025年2月7日付け書面を受領した旨が述べられるとともに、本公開買付けが、対象者の株主、取引先及び従業員を含む全てのステークホルダーの利益の最大化に資するか否かについて、真摯に検討をしている旨が述べられました。

2025年2月12日及び2月13日に公開買付者代理人が対象者と連絡を取ったところ、さらなる検討結果については、別途通知するとのことでした。そして、対象者は、2025年2月14日に、対象者プレスリリースに記載する内容を引き続き検討している旨を公開買付者代理人に伝えました。

対象者は、2025年2月17日に対象者プレスリリースを公表しました。対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年2月17日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の判断に委ねることを決議したとのことでした。賛同の理由は下記(i)から(iii)のとおりであり、かような理由により、中長期的な対象者の企業価値及び株主利益の向上を実現することが可能になると判断したとのことでした。

- (i) 公開買付者株主は、テクノロジー企業及び食品企業の経営等の経験より、対象者の潜在的な成長性を認識し、対象者の潜在的な成長性を中長期的視点で顕在化し最大化する方針を支持するものであり、これは他の市場参加者にとって対象者への期待を再評価する契機となり得るものであることや、このような支援的な大株主の存在は、対象者が戦略的な意思決定をより大胆かつ迅速に行う後押しとなり、対象者の収益力及び競争優位性が強化され得るものであることを踏まえると、本公開買付け実施後、対象者の企業価値の更なる向上が期待され、株主全体の利益に資するものであると判断したこと。
- (ii) 対象者の経営陣の求めに応じて公開買付者株主が保持する知見等を通じて対象者の企業価値向上に寄与することの説明を受けており、このような補完的な関係性は、経営支援を目的とした健全な投資姿勢を反映しており、短期的な利益ではなく、長期的な企業価値や株主利益の最大化を重視する姿勢と認識し、株主全体の利益に資するものと総合的に判断したこと。
- (iii) 公開買付者株主との協議を行う中で、本公開買付け実施後においては、対象者株式の上場を維持することの説明をしており、これは、対象者の自律的な経営判断の尊重を基本とするものであり、対象者の継続的な成長と企業価値の最大化を目指す観点に基づくものと判断したこと。

対象者プレスリリースは、本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の判断に委ねることを決議した理由を次のように説明しています。

「2024年12月28日に公開買付者より伝達を受けた当時の公開買付価格(1株当たり677円)及び、本公開買付価格(1株当たり688円)に関しては、対象者株式の上場時の公募価格である800円を基礎とするものであり、公募価格は対象者の基盤的な企業価値を示す指標でもあるという点を踏まえると、一定の合理性が認められると判断するものの、2025年2月14日の東証グロス市場における対象者株式の終値(534円)は本公開買付価格を下回る水準で推移していること、また対象者の株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められること」

また、対象者プレスリリースによれば、上記取締役会には、対象者の監査役全員が出席し、その全員が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについて中立の立場をとり、対象者の株主の皆様の判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べたとのことです。

② 本公開買付け後の経営方針

(a) 経営方針

公開買付者株主は、2024年10月25日提出の大量保有報告書の変更報告書No. 6の保有目的欄にて、「主要株主として長期安定保有します。重要提案行為等を行う予定はありません。」と明記し、「重要提案行為等を行う予定はありません。」の部分は、本届出書提出日現在においても変わっておらず、今後も変わる予定はございません。

公開買付者及び公開買付者株主は、本公開買付け後の経営方針の内容について、対象者の経営の自主性を尊重する観点より、公開買付者株主の役員の就任その他の重要提案行為等を行うことを予定しておりません。

また、公開買付者及び公開買付者株主は、既存株主及び市場関係者に対して、支配権プレミアムを享受することを目的としており重要提案行為等を行わないことを周知することを意図しております。これらに照らして、公開買付者及び公開買付者株主は、買い増し的手段として、本公開買付けを選択し、公開買付届出書を通じて、本公開買付けの目的について、既存株主及び市場関係者に対して周知するとともに、対象者の役員、既存株主を含むすべての利害関係者に対して、公開買付者及び公開買付者株主は、上記「④公開買付者及び公開買付者株主が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに対象者の意思決定の過程」に記載の通り、対象者の潜在的な成長性と対象者の創業者である橋本舜代表取締役社長の経営能力を高く評価しており、例えば代表取締役の交代を求めることや、非公開化を求めることなど、対象者の企業価値を毀損する一切の行為を行わないことを改めて公表することとしました(2024年11月15日に公開買付者株主が関東財務局長宛に提出した大量保有報告書の変更報告書No.12で既に公表していることを、改めて公表するものです。)。

公開買付者株主は、2024年11月15日提出の対象者株式に係る大量保有報告書の変更報告書No.12において、保有目的を「筆頭株主として、特別な権利いわゆる支配権プレミアムを享受するために保有します。企業価値を毀損する行為や重要提案行為等を行う予定はありません。」と公表しており、その目的は、本書提出日現在、変更されておられません。

公開買付者及び公開買付者株主は、支配権プレミアムの享受を目的とし、経営支配を行う意図を全く有していないため、経営方針については、現経営陣に対して完全に委ね、重要提案行為等を行う予定はありません。

また、公開買付者及び公開買付者株主は、対象者から何らかの要請があれば、その要請に真摯に対応することを検討しますが、公開買付者株主は、要請があっても、対象者の役員に就任することはありません。

(b) 対象者株式を取得した後の売買方針

対象者株式を取得した後の売買方針について、本公開買付けは、支配権プレミアムの享受を目的とするものであり、本書提出日現在で所有する対象者株式及び本公開買付けを通じて取得した対象者株式について、現時点で具体的な売却の予定はありません。

公開買付者及び公開買付者株主は、投資ファンド等とは異なり、取得する株式等の投資期間を事前に定めていないため、具体的な売却予定時期の想定ありませんが、公開買付者、公開買付者株主及び対象者にとって最適な時期に最適な方法で売却等を行うことを企図しております。売却方法については、本書提出日現在で所有する対象者株式及び本公開買付けを通じて取得した対象者株式の全てを、市場への影響等を勘案しながら、公開買付者、公開買付者株主及び対象者にとって最適な時期に最適な方法で売却する方針であるものの、現在具体的に決定している事項はありません。

なお、公開買付者及び公開買付者株主は、本書提出日現在において、本公開買付け実施後、対象者株式を追加で取得することは予定していません。

(c) 対象者株式の議決権行使の方針

対象者株式の議決権の行使方針については、公開買付者株主は、2024年12月28日に対象者と協議した際に、対象者の株主総会において、買収防衛策の導入以外の議案に反対しない旨を対象者に説明しております。

但し、本書提出日現在、公開買付者株主が所有する対象者株式の全てが信用取引によるものであるところ、公開買付者株主は、2025年2月末日までに現引きを行うことは意図していません。よって、対象者の2025年2月期に係る定時株主総会では、公開買付者株主は議決権行使を行わない予定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 第三者算定機関から株式価値算定書を取得していないこと

公開買付者及び公開買付者株主は、公開買付者と対象者との間には、利益相反関係は存在しないものと考えております。

対象者プレスリリースによれば、公正性を担保する措置として第三者算定機関による株式価値算定書を取得しなかった理由は次のように説明されております。

「本公開買付価格に関しては、対象者の現在の市場価格を基礎とするものではなく、対象者株式の上場時の公募価格である800円を基礎とするものです。この点、本公開買付価格は現在の市場価格に一定のプレミアム(2025年2月14日の東証グロース市場における対象者株式の終値(534円)を基準とすると28.84%のプレミアム)が付加されていること、対象者の株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることを踏まえると、独立した第三者算定機関による算定書及び本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を新たに取得する必要性が必ずしも高くないと判断したことから、対象者は、本公開買付けに当たり、第三者算定機関から算定書及びフェアネス・オピニオンを取得していません。」

公開買付者及び公開買付者株主が第三者算定機関による株式価値算定書を取得しなかった理由も同様です。

② 対象者における社外役員全員による協議

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公正性の担保のために、社内取締役が出席する取締役会での協議とは別に、独立した役員のみによる協議の場を設けたとのことです。具体的には、対象者は、対象者並びに公開買付者及び公開買付者株主から独立した立場から、本公開買付けについて対象者の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かを真摯に検討するために、取締役会とは別に、東京証券取引所の定める独立役員である対象者の社外取締役2名(大学教授である田中道昭、食に関する事業を営む非上場会社の代表取締役である田中宏隆)及び社外監査役2名(公認会計士である長瀬大樹、弁護士である永井公成)の計4名のみで協議を行ったとのことです。

対象者プレスリリースによれば、社外取締役2名及び社外監査役2名による協議は次のように実施されたとのことです。

「2025年1月10日に実施された協議では、2024年12月28日に公開買付者株主から対象者に伝えられた本公開買付けの目的及び背景、公開買付者株主が本公開買付け実施後は対象者の経営を支配する意図を全く有さず対象者の経営方針及び業務執行を対象者の現経営陣に完全に委ねること、対象者に対して一切の重要提案行為等を行わない方針であること、対象者役員に就任する意向を有していないこと、並びに、対象者株式の上場を維持する方針であること等を踏まえ、公開買付者株主による本公開買付けの実施が対象者の企業価値向上に資するものであるかについて客観的な立場から検討・議論を行うとともに、必要に応じて公開買付者株主に対し本公開買付に関する情報提供をするよう要請していくことの提言がなされました。

2025年2月14日の協議では、これまでに対象者に提供されている情報は、本公開買付けによる企業価値向上の有無及び程度を判断するに足る判断材料であると判断し、公開買付者による本公開買付けの実施が対象者の企業価値向上に資するものであるかについて検討・議論を行い、公開買付者の本公開買付けの実施は、大要、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者及び公開買付者株主が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに対象者の意思決定の過程」の「(g) 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程並びにその内容及び理由」記載の(i)から(iii)の理由から、長期的な対象者の企業価値及び株主利益の向上を実現することが可能になり得ると判断し、社外役員として本公開買付けに対して賛同する方針を固めました。」

(4) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

公開買付者株主は、本公開買付けの実施に当たり、S T Mとの間で、S T Mが公開買付期間の最終日時時点で所有する対象者株式の全てについて、S T Mが本公開買付けに応募する旨)を2025年1月15日付けで合意しております。

本スキーム変更に伴い、2025年2月5日付けで、S T Mは公開買付者及び公開買付者株主との間で公開買付応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結し、公開買付期間の最終日までにS T Mは537,700株(以下「S T M所有株式」といいます。)の全てについて本公開買付けへの応募(以下「本応募」といいます。)を行う旨を合意しております。S T Mによる本応募の前提条件はありません。

本応募契約に基づき、S T Mは次の事項を表明し保証しております。

(a) (権限及び手続)

S T Mは、S T M所有株式のすべてについて、本応募契約を適法かつ有効に締結する権限を有しており、また、本応募契約を締結し、本応募契約を履行するために必要な手続をすべて履践していること。

(b) (株式の所有)

S T M所有株式は、S T Mが所有している対象者株式のすべてである。また、S T Mは、S T M所有株式のすべてをいかなる担保権、請求権その他の負担・制約もない状態で適法かつ所有していること。

本応募契約により、S T Mは、次の事項を誓約しています。

「本応募を行った後、それを撤回せず、また、本応募により成立した対象者株式に係る売買契約を解除しない。但し、本公開買付価格よりも高い公開買付価格による公開買付けが第三者により開始され(以下「第三者公開買付け」といいます。)、公開買付者が、第三者公開買付けの開始日(又は、第三者公開買付けの公開買付価格が本公開買付価格よりも高い価格に変更された日)から5営業日以内(但し、遅くとも本公開買付けの期間の末日の5営業日前まで)に本公開買付価格を第三者公開買付けの公開買付価格以上の価格に変更しない場合には、S T Mは、本応募を撤回したうえで、第三者公開買付けに応募することができる。」

(5) 対象者株式の追加取得の予定の有無

公開買付者及び公開買付者株主は、対象者株式の上場廃止を企図したものではないことから、本書提出日現在において、本公開買付け実施後、対象者株式を追加で取得することを予定しておりません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東証グロース市場に上場されておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではありません。

公開買付者及び公開買付者株主は、本公開買付けの実施後も対象者株式の上場が維持されることが必須と考えていることから、仮に上場維持基準に適合しない状態となった場合には、直ちに、上場廃止の回避のための対応について対象者と協議の上、対象者株式の上場維持に向けた最適な方策を実行したいと考えております。本書提出日現在で具体的な方策について予定している事項はありません。

また、本公開買付けにより、全ての既存株主に対して、平等かつ公正に売却の機会を付与するとともに、買付割合を、上場維持基準の1つである流動性基準(25%)に抵触しない限度にとどめることで、強圧性を排除し、対象者の株主として残りたい株主にはそのまま株主として残っていただける環境を整えることができると判断しました。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年2月18日(火曜日)から2025年4月15日(火曜日)まで(39営業日)
公告日	2025年2月18日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は2025年4月30日(水曜日)まで(49営業日)となります。

③ 【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 弁護士 山中真人
東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビル
狛グローカル法律事務所
03-6550-8833
確認受付時間 平日午前10時から午後5時まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金688円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	対象者は2024年11月15日に三菱UFJモルガンスタンレー証券株式会社を主幹事として東証グロース市場に新規上場しました。 対象者株式の上場時の公募価格は800円となっております。 上場日前日(2022年11月14日)の東証グロース指数は983.64でした。 東証グロース指数は対象者が所属する東証グロース市場の全銘柄加重平均指数のため、上場日から当該日(公開買付者は2025年1月31日を選定しています)までの期間のリターンが東証グロース市場に上場している全銘柄の加重平均の数値となります。 2025年1月31日の東証グロース指数は845.41となり、2022年11月14日から2025年1月31日までの期間のリターン(配当込みリターン)は△14.05%でした。 この数値は、東証グロース市場に所属する上場企業が株主に対して提供したリターンの平均値と評価できるものであり、対象者株式についても同じ評価が妥当すると公開買付者は考えております。かように、上場時の公募価格で設定された超長期の成長前提が変わっておらず、対象者の業績が市場の平均レベルであるとの想定における対象者の株価は、 $800 \times (1 - 14.05\%) = 688 \text{円 (小数点以下四捨五入)}$ と算定されます。688円は、2025年1月31日の終値である533円に対して29.08%のプレミアムを付加することとなります。 また、本公開買付けの公表日(対象者プレスリリースの公表日を意味します。)の前営業日であり、かつ本書届出日の前々営業日である2025年2月14日の対象者株式の終値534円に対してのプレミアム率は28.84%であり、同日までの過去1か月間の終値単純平均値496円(小数点以下を四捨五入。以下終値単純平均値の計算において同じです。)に対してのプレミアム率は38.71%であり、同日までの過去3か月間の終値単純平均値420円に対してのプレミアム率は63.81%であり、同日までの過去6か月間の終値単純平均値358円に対してのプレミアム率は92.18%です。 本書届出日の前営業日である2025年2月17日の終値558円に対してのプレミアム率は23.30%です。 公開買付者株主及び公開買付者代理人は、2024年12月28日に677円という価格を対象者に伝えておりますが、その際の協議の状況については、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者及び公開買付者株主が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに対象者の意思決定の過程」の「(e) 公開買付者株主・公開買付者と対象者との協議」をご参照ください。 なお、この677円という価格について、2024年12月27日の対象者株式の終値である344円に対してのプレミアム率は96.80%でした。
算定の経緯	対象者株式の上場時の公募価格の800円を基礎に、東証グロース市場の特性を踏まえた株価算定を企図した結果、上記の算定の基礎記載の算定方式となりました。 2024年12月28日の協議の場において、この算定方式を、公開買付者株主及び公開買付者代理人は、対象者に伝えておりますが、当該時点にて、対象者から特段意見は示されませんでした。また、2025年2月7日に、公開買付者は、2025年1月31日の東証グロース指数を用いて本公開買付価格を算定することを対象者に伝えましたが、かかる算定方式及び688円との価格について、対象者からは、特段意見は示されず、本公開買付け全体について真摯に検討するとの回答でした。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	3,690,000(株)	—	3,690,000(株)
合計	3,690,000(株)	—	3,690,000(株)

(注1) 買付予定数の下限は設定しておりません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,690,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式は、本公開買付けの対象としておりません。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	36,900
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月18日現在)(個)(d)	0
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月18日現在)(個)(g)	180,300
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2024年11月30日現在)(個)(j)	529,440
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	6.97
買付け等を行った後における株券等所有割合((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	41.02

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(3,690,000株)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年11月30日現在)(個)(j)」は、対象者決算短信に記載された数値です。本公開買付けにおいては単元未満株式(自己株式を含みます。)については本公開買付けの対象としていないため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載の期末発行済株式数54,320,100株から期末自己株式数1,358,000株を除き、さらに2025年2月期半期報告書に記載の単元未満株式18,100株を除いた株数52,944,000株に係る議決権数(529,440個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目13番14号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選任しています。

株式会社DMM.com証券(公開買付復代理人)

東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号東京日本橋タワー10階

※公開買付代理人及び公開買付復代理人に取引口座を保有されていない方のうち、インターネットで応募申込みの為の口座開設手続きをご希望の方は株式会社DMM.com証券でお申込みの手続きをして下さい。対面又は書類郵送等で応募申込みの為の口座開設手続きをご希望の方、及び国内非居住者の方は立花証券株式会社でお申込みの手続きをして下さい。

本公開買付けに係る応募の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人又は公開買付復代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載する等の方法により、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください。具体的な応募方法は、公開買付代理人及び公開買付復代理人につき、それぞれ下記のとおりとなっております。

(立花証券株式会社から応募される場合)

- ① 公開買付代理人の本店又は全国各支店(タチバナストックハウスを含みます。)において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、捺印のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。なお、「公開買付申込書」を郵便等で送付して頂いた場合でも公開買付期間末日の15時30分までに到着していることを条件といたしますのでご注意ください。応募の際には、ご印鑑、個人番号(法人の場合は法人番号)及び本人確認書類が必要になる場合があります(注1)。
- ② 公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に公開買付代理人に応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)を開設していただく必要があります。口座開設にあたっては、立花証券株式会社ホームページ(<https://www.lban.co.jp/>)の「公開買付のご案内」をご覧ください。お申込み頂いた方には口座開設及び本公開買付けの応募のために必要な書類が送られます。なお、応募株主等口座を開設する場合には、本人確認書類を提出していただく必要があります。
- ③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等口座に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人又は公開買付復代理人以外の金融商品取引業者に開設された口座に記録されている場合は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続きを完了していただく必要があります。応募株主等口座に応募株券等が記録され、本公開買付けの応募の受付が完了した場合、公開買付代理人より「公開買付申込受付票」と「公開買付応募申込書」のコピーが交付されます。なお、振替手続きには一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。
- ④ 対象者の特別口座管理機関である、三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された「特別口座」に記録されている株券等について応募する場合は、当該特別口座から応募株主等口座へのお振替えが必要になります。また、一度特別口座から振替えられた応募株券等については、再度特別口座に記録することが出来ませんのでご注意ください。詳しくは三菱UFJ信託銀行株式会社にお尋ねください。
- ⑤ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人及び公開買付復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。
- ⑥ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、本人確認書類等をご提供いただく必要が有ります。
- ⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、本公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費の差額は原則として株券等の譲渡所得等に関する申告分離課税の対象となります(注2)。
- ⑧ 応募株券等の全部又は一部に買付けが行われなかった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主に返還されます。

(注1) ご印鑑、ご本人確認書類について

公開買付代理人である立花証券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、次の個人番号(法人の場合は法人番号)及び本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類は次の通りになります。ご質問等ある場合は、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類の組合せをご提出ください。

	(ア). 個人番号確認書類	(イ). (ア)の組み合わせとなる本人確認書類
A	個人番号カード(裏)	個人番号カード(表)
B	通知カード	aのいずれか1種類、又はbのうち2種類
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票の記載事項証明書	a又はbのうち、「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の1種類

法改正により通知カードは2020年5月25日(月)に廃止されました。その為、氏名・住所変更等により、本人確認書類と通知カード記載の氏名・住所等に相違がある場合、「通知カード」はマイナンバーを証明する書類として使用することができません。記載事項が本人確認書類と一致している「マイナンバーカード」又は「マイナンバー記載のある住民票の写し」をご提出ください。

a 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
パスポート(現住所の記載ページのあるものに限ります。)、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書

b 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6か月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
各種健康保険証、国民年金手帳(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)、各種福祉手帳等
※本人確認書類は申込書に記載された「住所、氏名、生年月日」が確認できる必要があります。
※コピーの場合はあらためて原本の提示をお願いする場合があります。
※立花証券株式会社より本人確認書類の記載住所宛に「取引に係る文書」を郵送(転送不要の簡易書留)し、ご本人様の確認をさせていただきます。

・法人の場合

下記A～Cの確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類(国税庁法人番号公表サイト等)
B	法人のお客さまの本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 (名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの)
C	実質的支配者若しくはお取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード(表)又は ・上記個人の場合の本人確認書類(aのいずれか1種類、又はbのうち2種類)

- ・実質的支配者につきましては公開買付代理人にお尋ねください。
- ・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等(自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限ります。)

(注2) 株券等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株券等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(株式会社DMM.com証券から応募される場合)

- ① 応募株主等は、公開買付復代理人のホームページ(<https://kabu.dmm.com/>)から応募株主等名義の証券取引アカウント(以下「応募株主等口座(公開買付復代理人)」)を開設した後、取引ツール(DMM株STANDARD)から所要事項を入力することで公開買付期間の末日の15時30分までに申し込む方法にて、応募してください。
- ② 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等口座(公開買付復代理人)に応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人又は公開買付復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された「特別口座」に記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付復代理人に開設した応募株主等口座(公開買付復代理人)への振替手続きを完了していただく必要があります。
- ③ 対象者の特別口座の口座管理機関である、三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された「特別口座」に記録されている株券等について応募する場合は、当該特別口座から応募株主等口座(公開買付復代理人)へのお振替えが必要になります。また、一度特別口座から振替えられた応募株券等については、再度特別口座に記録することが出来ませんのでご注意ください。詳しくは三菱UFJ信託銀行株式会社にお尋ねください。
- ④ 本公開買付けにおいて、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。
- ⑤ 公開買付復代理人に証券取引アカウントを開設していない応募株主等には、新規に証券取引アカウントを開設していただく必要があります。証券取引アカウントを開設される場合には、マイナンバー確認書類及び本人確認書類(注3)が必要となります。
- ⑥ 日本の居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株券等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります(注4)。
- ⑦ 応募株主等は、取引ツールより対象者株式の応募状況を照会することができます。
- ⑧ 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注3) マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等について

公開買付復代理人である株式会社DMM.com証券において新規に証券取引アカウントを開設して応募される場合には、マイナンバー(個人番号)又は法人番号を確認する書類及び本人確認書類等が必要になります。また、既に証券取引アカウントを有している場合であっても、住所変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー(個人番号)を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。詳しくは公開買付復代理人のホームページ内「本人確認書類について」(https://securities.dmm.com/sending_flow/?t=stock)にてご確認ください。

※対面による口座開設をご希望の方、及び国内非居住者の方、並びに郵送手続きによる口座開設をご希望の方につきましては、公開買付代理人(立花証券株式会社)へお問い合わせください。

(注4) 株券等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株券等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士又は所轄税務署にご確認いただきますようお願いいたします。

(2) 【契約の解除の方法】

(立花証券株式会社から応募された場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店(タチバナストックハウスを含みます。)に、応募の受付の際に交付された「公開買付申込受付票」と「公開買付応募申込書」のコピーを添付の上、「公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面」(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番14号

(その他立花証券株式会社全国各支店(タチバナストックハウスを含みます。))

(株式会社DMM.com証券から応募された場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、公開買付復代理人の取引ツール(DMM株 STANDARD)から所要事項を入力する方法により解除手続を行ってください。

解除の申し出を受領する権限を有する者

株式会社DMM.com証券 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が前記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還致します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番14号

株式会社DMM.com証券(公開買付復代理人) 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	2,538,720,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(円)(b)	10,000,000
その他(円)(c)	4,300,000
合計(円)(a)+(b)+(c)	2,553,020,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(3,690,000株)に本公開買付価格(688円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人及び公開買付復代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) 「その他(c)」には、公開買付代理人及び公開買付復代理人に支払われる諸経費並びに弁護士報酬等も含まれますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
—	—
計(a)	—

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
計			—

③ 【届出日以後に借入を予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(円)
—	牧寛之	金銭消費貸借契約	2,553,020,000
—	—	—	—
計(c)			2,553,020,000

④ 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
—	—
計(d)	—

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

2,553,020,000円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町1丁目13番14号

株式会社DMM.com証券(公開買付復代理人) 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー

(2) 【決済の開始日】

2025年4月22日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は2025年4月30日(水曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

(立花証券株式会社から応募された場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。本公開買付けによる買付けは、金銭にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受け付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(株式会社DMM.com証券から応募された場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を公開買付復代理人の取引ツール(DMM株STANDARD)にて電子交付します。本公開買付けによる買付けは、金銭にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、応募株主等口座(公開買付復代理人)へ入金いたします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻す(上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の(立花証券株式会社から応募される場合)の④及び(DMM.com証券株式会社から応募される場合)の③の特別口座は除きます。)ことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店(タチバナストックハウスを含みます。)にご確認ください。)。また、公開買付復代理人(株式会社DMM.com証券)から応募された応募株主等については、応募株主等口座(公開買付復代理人)に返還いたします。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

買付予定数の下限は設定しておりません。

応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,690,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単位(100株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

2025年1月31日に、商号をMBF アクセラレーション株式会社とし、資本金100万円とする株式会社として設立されました。

② 【会社の目的及び事業の内容】

(a) 会社の目的

次の事業を営むことを目的としております。

1. 有価証券の取得、保有及び資産運用
2. 前号に附帯する一切の業務

(b) 事業の内容

公開買付者は、対象者株式を取得及び保有すること等を主たる事業の内容としております。

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年2月18日現在

資本金の額	発行済株式の総数
100万円	10株

(注) 公開買付者は、買付け等に要する資金を公開買付者株主から公開買付者への融資によって調達します。

④ 【大株主】

2025年2月18日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式の 数の割合(%)
牧寛之	東京都渋谷区広尾三丁目9番16号	10	100.00
計	—	10	100.00

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
代表取締役	—	藍健樹	1975年7月17日	1999年	株式会社メルコ(現 株式会社 バッファロー)入社	—
				2010年	株式会社MAM 取締役管理部長	
				2011年	同取締役 コンプライアンス部長	
				2012年	M S インベストメンツ株式会社 (現 アルファレオ株式会社)業務 管理部長	
				2014年	同取締役副社長 コンプライアン ス部長	
				2015年	同代表取締役社長	
				2016年	同取締役	
				2022年	株式会社マキス(現 株式会社メ ルコグループ)管理部	
				2023年	同管理部長(現任)	
				2025年	公開買付者 代表取締役(現任)	
						—

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2025年1月31日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2025年2月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	180,300(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	180,300	—	—
所有株券等の合計数	180,300	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2025年2月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(2025年2月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	180,300(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	180,300	—	—
所有株券等の合計数	180,300	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

① 【特別関係者】

氏名又は名称	牧寛之
住所又は所在地	東京都渋谷区広尾三丁目9番16号
職業又は事業の内容	会社経営者
連絡先	東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビル 狛グローカル法律事務所 弁護士 山中真人 電話番号 03-6550-8833
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人

② 【所有株券等の数】

牧寛之

(2025年2月18日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	180,300(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株券等信託受益証券 ()		—	
株券等預託証券 ()		—	
合計			
所有株券等の合計数	180,300	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当なし。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。なお、公開買付者株主は、立花証券株式会社から信用取引にて対象者株式18,030,000株を買い建てることにより、対象者株式を所有しております。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年2月17日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明することを決議したとのことです。一方で、本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

対象者の取締役会決議の詳細は、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における社外役員全員による協議」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

(単位：千円)

決算年月	2022年2月	2023年2月	2024年2月
売上高	5,545,758	9,857,651	14,874,087
売上原価	2,272,104	4,591,558	7,476,255
販売費及び一般管理費	3,727,867	6,237,079	8,300,721
営業外収益	633	19,843	57,918
営業外費用	7,405	44,095	46,053
当期純利益(当期純損失)	△463,071	△1,008,413	△856,016

(2) 【1株当たりの状況】

(単位：円)

決算年月	2022年2月	2023年2月	2024年2月
1株当たり当期純損益	△18.56	△25.44	△16.83
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	△54.59	33.09	16.21

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 グロース市場						
月別	2024年8月	9月	10月	11月	12月	2025年1月	2月
最高株価	248	238	629	544	405	541	613
最低株価	177	206	206	371	336	334	496

(注) 2025年2月については、同月17日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1 単元の株式数 株)								単元未満 株式の 状況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 (単位)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在			
氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在				
氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第7期(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) 2023年5月31日 関東財務局長に提出

事業年度 第8期(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日) 2024年5月30日 関東財務局長に提出

② 【半期報告書】

事業年度 第9期半期報告書(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日) 2024年10月15日 関東財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

対象者は、2025年1月14日付けで対象者決算短信を公表しております。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については、当該公表の内容をご参照ください

① 損益の状況

会計期間	会計年度 (自 2024年3月1日 至 2024年11月30日)
売上高	11,579,646千円
売上原価	5,278,390千円
売上総利益	6,301,255千円
販売費及び一般管理費	6,545,376千円
営業外収益	6,685千円
営業外費用	16,646千円
営業外収益のうち受取利息	216千円
営業外費用のうち支払利息・保証料	16,142千円
経常利益(△は損失)	△254,081千円
特別利益	171千円
税引前利益(△は損失)	△253,910千円
法人税等合計	21,866千円
当期純利益(△は損失)	△275,776千円

② 1株当たりの状況

会計期間	会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
基本的1株当たり当期純利益(△は損失)	△5.26円
1株当たり配当金	0円